

# 会議録

## 1 附属機関の名称

犬山市都市計画マスタープラン等策定委員会（第5回）

## 2 開催日時

令和4年8月5日（金） 午後2時00分から午後4時40分まで

## 3 開催場所

犬山市役所本庁舎2階 205会議室

## 4 出席した者の氏名

### (1) 委員（敬称略）

#### ア 学識経験者

嶋田 喜昭 （大同大学）

鈴木 温 （名城大学）

荒木 裕子 （京都府立大学）

#### イ 専門知識を有する団体に所属する者

丹羽 良仁 （犬山商工会議所）

板津 勝久 （愛知北部農業協同組合）

斉木 良二 （愛知県宅地建物取引業協会 北尾張支部）

松浦 英幸 （犬山市社会福祉協議会）

谷 繁祐樹 （犬山市小中学校PTA 連合会）

高見 茂宏 （名古屋鉄道株式会社）

#### ウ 市民を代表する者

長岡 茂 （令和3年度犬山地区町会長会）

服部 章二 （令和3年度城東地区町会長会）

今枝 稔幸 （令和3年度羽黒地区町会長会）

金山 光烈 （令和3年度楽田地区町会長会）

岡田 隆正 （令和3年度池野地区町会長会）

#### エ 関係行政機関の職員

朝田 堅次 （代理）（愛知県都市・交通局 都市基盤部都市計画課）

三宅 安 （代理）（愛知県都市・交通局 都市基盤部公園緑地課）

諸戸 健一 （愛知県一宮建設事務所）

### (2) 執行機関

都市整備部 部長 森川 圭二 次長 飯吉 勝巳

都市計画課（事務局） 課長 高木 誠太 課長補佐 伊藤 修

主査 服部 典幸 主事 今枝 龍希

## 5 議題

1 会長あいさつ

2 報告

第4回策定委員会の意見等への対応

3 議題

(1) 犬山市都市計画マスタープラン 地域別構想等（案）

(2) 犬山市緑の基本計画 緑地の保全及び緑化推進の施策等（案）

(3) 犬山市立地適正化計画 まちづくり方針及び誘導方針等（案）

4 その他

## 6 傍聴人の数

0人

## 7 内容

事務局

それでは、定刻となりましたので会議を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから第5回犬山市都市計画マスタープラン等策定委員会を開催させていただきます。

本日の司会進行を担当させていただきます事務局の高木と申します。よろしく願いをいたします。

本日もオンラインを併用した会議となります。ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、議事に入る前に本日の会議資料を確認いたします。

まずは本日用意いたしました資料で、次第、委員名簿、座席表です。

次に、事前にお送りした資料で、資料1. 第4回策定委員会の意見等への対応と、その別紙でA3サイズのもの、資料2. 犬山市都市計画マスタープラン地域別構想（案）、資料3. 犬山市緑の基本計画緑地の保全及び緑化推進の施策（案）、資料4. 立地適正化計画でA3サイズのもの、資料4の参考資料、それから第4回策定委員会の会議録、以上となります。不足などがございましたら、事務局までお知らせください。

次に、委員の出欠についてご報告いたします。

本日の欠席者はございません。なお、木村委員の代理で朝田様、北川委員の代理で三宅様にご出席をいただいております。このほか、策定業務を支援する委託業者が同席をしております。

それでは、会議の開催に当たりまして、嶋田会長よりご挨拶をお願いいたします。

嶋田会長

こんにちは。会長を仰せつかっております大同大学の嶋田でございます。

コロナがまた猛威を振るう中、ご参集いただきましてありがとうございます。うちの学生も毎日5人から10人ぐらい感染者が出ておりまして、一方で、ニューヨーク州ではサル痘で緊急事態ということで、コロナに加えてサル痘まで来たら本当にたまらんなと思っていますけれども、手洗いといった基本的な感染対策をと言われていきますので、皆さんもご注意ください。

本日は、これまで議論、協議していただいたことを踏まえまして、都市計画マスタープランのほうはいよいよ地域別構想、地域ごとのまちづくりの方針を審議いただきます。また、緑の基本計画は、緑地の保全、具体的な保全や緑地・緑化の推進の施策についてご議論いただきます。また、立地適正化計画では、まちづくりの方針とか、居住誘導区域というのを決めていきますけど、その基本的事項についてご審議いただきますので、積極的な、建設的な意見をよろしく願います。

事務局

ありがとうございました。それでは、次第に従いまして、会議に入らせていただきます。

今回は、2番目の議題終了後に、換気を兼ねまして10分程度休憩時間を設けます。その後、3番目の立地適正化計画について協議を行い、会議は遅くとも16時30分を目途に終了できればと考えております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本日の資料及び会議録は原則公開としまして、市ウェブページに掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

議事の進行は、委員会規則第4条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、これより嶋田会長をお願いいたします。

嶋田会長

事務局から報告がありましたように、現在17名の委員が出席しておりまして、委員会規則第4条第3項の規定により、委員の過半数が出席しておりますので、まず会議が成立していることをご報告申し上げます。

また、犬山市附属機関の会議の公開に関する要綱に基づき、会議録を作成し、議長が指名した委員2名がこれに署名すると定められております。私のほうから署名者を指名させていただきますが、本日の議事録への署名は長岡委員と服部委員にお願いします。

なお、同要綱に基づき、本会議は公開で審議を行います。本日の傍聴者はありません。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

嶋田会長

お手元の次第をご覧くださいませでしょうか。3番目の項目、報告事項ということで、第4回策定委員会の意見等への対応について事務局から説明をお願いいたします。

事務局	(資料に沿って説明)
嶋田会長	ありがとうございました。前回委員会の意見への対応ということですが、何かご質問、ご意見いかがでしょうか。 特に無いようですので、報告事項ということで一旦お認めいただき、関連する事項がこれから出てきますので、その際にご意見等いただければと思います。 それでは、4番目、議題のほうに移りたいと思います。
嶋田会長	犬山市都市計画マスタープラン地域別構想(案)について、事務局よりご説明をお願いいたします。
事務局	(資料に沿って説明)
嶋田会長	ありがとうございました。市内5地域のまちづくりの方針ということで、何かご質問、ご意見をお願いいたします。特に地元の皆さん、いかがでしょうか。金山委員、お願いします。
金山委員	楽田地区の田県神社前周辺は、小牧市と犬山市が入り組んでいます。つつじヶ丘の皆さんのご意見を伺いますと、コミュニティバスが田県神社前駅には行かないため、不便です。犬山市と小牧市で話し合われたことはあるのでしょうか。
嶋田会長	事務局、お願いします。
事務局	楽田地域の地域別構想では、田県神社前駅の周辺を市外駅近エリアとして位置づけていきたいと考えており、公共交通ネットワークの充実が必要であると認識しています。 市の交通部局では、楽田地域のそのようなニーズを把握しながら、コミュニティバスの田県神社前駅への乗り入れに限らず、デマンドなどのコミュニティバスに代わる新たな交通体系についても今後検討をしていくとは聞いています。
金山委員	楽田地域では、週に1度コミュニティの方が車を出して買物支援をしています。コミュニティバスが地域住民にとって使いやすくなると、また違った形になると思います。
嶋田会長	地域公共交通会議では、今年度地域公共交通計画をつくっていく段階でしょうか。

事務局 今年度から地域公共交通計画の策定作業が始まっており、コミュニティバスなどの再編も一緒に検討がされていると聞いています。

嶋田会長 会議でこういう意見が出ましたので、一応ご報告をお願いします。

事務局 伝えておきます。

嶋田会長 よろしくをお願いします。斉木委員をお願いします。

斉木委員 犬山市全体の産業集積エリアについて、農業振興地域と重なる場合が多くあり、位置の端から開発してほしい、クライアントをつけてほしいと言われます。土地取引をしても売らない方がいると真ん中からお客さんがつくという場合もあります。

農業振興地域を外すところとしてある程度コンセンサスを取り、集積エリアはどこからでも外れるというような方針を立ててほしいと思います。

嶋田会長 どの場所のことか教えてほしいです。

事務局 城東、羽黒、楽田の地域にある青い斜線があるところを産業集積誘導エリアにしたいと考えています。調整区域での産業立地になりますが、まずは都市計画マスタープランで位置づけていかないと開発の見込みが立たないというところがあります。ここでどういった区域に絞られるといった農業との調整が課題であるということは、農政部局と共有させていただきたいと思います。

嶋田会長 斉木委員、よろしかったでしょうか。

斉木委員 はい、よろしくをお願いします。

嶋田会長 ほかにいかがでしょうか。

丹羽委員 地域構想の中身を順番に見ていくと、地域の現状のデータが並び、市民アンケートやタウンミーティングで出された意見から地域ごとの主要課題、その後に地域のまちづくり目標や具体的な方針が書かれていますが、いきなり方針が出てくる感じを受けます。方針には具体的な地域を指していますが、本来なら、課題に対してこうしたいという内容がある。ここに書かれている方針は、施策になっています。

この施策は、市民アンケートやタウンミーティングの意見を取り入れて考えられた内容でしょうか。

地域別構想は、計画期間中、目標の達成に向けて取り組んでいくことを書いていくと思いますが、せっかくタウンミーティングをやって地域住民の意見を聞いたのであれば、そのような意見を反映させることが大事であり、それに対して方針が本来のプランなのではないでしょうか。

会社ではこのような企業の中長期の方針などをつくって取り組んでいますが、つくるプロセスを重要視しています。今回の地域別構想は、皆さんが方針に賛同して取り組んでいく意思を表して考えられたものでしょうか。

嶋田会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

見えづらいつくりであったところは反省点であると感じています。

タウンミーティングに参加された方の全ての意見を反映できるものではないですが、反映できるところはしっかりと対応していきたいと考えています。どの地域も共通する部分もあり、例えば商業施設が少ないことや、道路を広くするなど各地域で進めていきたいと考えておりますし、城東、池野では家が建たないという意見もあったことから、そのような意見は反映しております。こういった形でそのつながりを見せるかは、もう一度検討したいと思います。

嶋田会長

例えば、犬山地域では、この資料2の9ページ、10ページ、これは犬山地域の主要課題ということで、各地域で主要課題をまとめていますが、こういったところにも、どんな住民の意見があって、だからこうするというような、もう少しわかるようにするとよいのではないかと思います。唐突に課題として書かれており、つながっていない感じを受けます。

事務局

表現の仕方を再度検討します。

嶋田会長

整理する必要があるのかと思いますが、丹羽委員、いかがでしょうか。

丹羽委員

総合計画審議会委員にも就任させていただいていますが、総合計画もかなりボリュームがあります。第6次総合計画の策定に向けて一生懸命議論していますが、最終的には予算と人がつかないといけない。第5次総合計画の結果を聞きましたが、予算もない、人もいない、掲げた目標は高いため結局できなかったでは残念です。

審議会では、本当に主要なものをピックアップして、集中的に取り組むことをローリングしながらやっていくことが大事だと述べました。たくさん書くことは確かに立派に見えますが、人、モノ、金は付き物であり、そこに対してどういう考えを持ってやるかということが非常に大事であると思います。

こういうことをやりたいといった内容であるならば、ある程度もっと大きく捉えておいた方がいいのではないのでしょうか。やはり、それなりにお金がかかる内容もあるでしょうから、やっていく内容をある程度絞らないといけないと思います。先ほども言いましたが、住民の声を聞きながら、どのようなまちに変えていくかを示す必要があるのではないのでしょうか。

地域の課題を調べて書いてあると思いますが、課題を解決するためのシナリオが描けるとよいと思います。

嶋田会長

ご指摘のとおり、全部をやるのは無理ですので、濃淡をつけていくことが重要であると思いますが、事務局はどう考えていますか。

事務局

現行の都市計画マスタープランを改定する形で進めているため、現在のようにつくり方になっているところはありますが、市としての考え、見せ方などは改善の余地がありますので、検討させて頂きたいと思います。

嶋田会長

ここに書いていないことをやるとなると、それはよくないため、少し広めに書かれている点もあると思います。

事務局

たしかにボリュームを多く書いているというところがありますが、本当に何が重要か見えづらいというのは確かに課題であると思います。

嶋田会長

それは丹羽委員おっしゃるとおりと思います。

金山委員

そんなことを言っていたら、もう意見は述べられないです。お金を使うことばかりです。それをうまくすり合わせてやっていくのが市であり、私たちは予算のことはわかりません。

事務局

いろいろな書き方がありますが、市としてもやっていきたいことの中でも必要と思われるものを書かせていただいています。その中でもう少し濃淡をつけて、地域の課題に対してどう対応していくかというところは、わかりやすくできたらよいと考えています。

嶋田会長

よろしくをお願いします。松浦委員、お願いします。

松浦委員

まず冒頭の説明を聞いて納得はしています。できること、できないこと、できないことはなかなか触れられないという前提で、ここに書いたことを積み上げていければ合格点はいけると思いました。丹羽委員の意見はなかなかおもしろいと思って聞いていたのですが、要は市民アンケートなどを見るとはっきりしています。金山委員の意見とよく似ていますが、肌感覚の

意見です。道路が非常に歩きにくいとか、商業集積が弱いとか、それらを少しずつでも潰していけるような方向で考えないといけないと思います。

もっと言うと、人口減少社会、少子高齢化の中で、持続可能な都市づくり、地域で暮らすという、このテーマを忘れなく一つずつ積み上げていければよいと思っていますから、この地域別構想を私は支持していきたいと思っています。

その上で、少しお尋ねしたいことがあります。特に歩きやすい道路という要望が非常に高いですが、資料1で未接道地の解消という言葉が二度出ています。未接道地というのは、道路についていない土地ですから、狭あいよりもさらにひどい話だと思いますが、未接道地の解消というのはどういう方法、手段を考えているのかお聞きしたいです。

特に、車が入れないような場所には高齢者は住めません。今はデイスービスなど全部車を使用しますから、まだ狭あいであれば入ることができますが、未接道地では対応できないため、どういう方法、手段があるか教えていただきたいです。

2つ目の質問ですが、城東、羽黒、楽田地域の課題で、市街化区域、市街化調整区域を問わず、工場の操業環境の維持という言葉が出ています。工場は比較的広い敷地で、環境に配慮して操業しているため意識が薄かったのですが、操業環境の維持という言葉をあえてうたわなければならないというのは、工場が市外に流出したがつているのか、環境問題のハードルが上がって既存の工業団地の設備では合わなくなってきたのか、その辺どうなのかお聞きしたいです。

最後に3つめの質問ですが、池野の高齢化率が犬山市の中で一番低い数字ですが、ほとんど山の場所にも関わらず高齢化率が一番低い理由かをお聞きしたいです。

嶋田会長

ありがとうございます。3点、お願いします。

事務局

未接道地の解消につきましては、研究的な位置づけではありますが、方法としては、市が直接的に区画整理のように整備していくのではなく、空き家や老朽建築物があり、そこに未接道地がある方、土地活用を図りたい方などの声を聞きながら、建物を取引される業者などと連携してコーディネートしていくことを検討しています。土地の交換を図りながら公共空地を生み出す事例もありますので、そのような事例を研究しながら未接道地の解消を図っていきたいと考えています。

2点目産業用地の操業環境の維持の記載につきましては、現状、立地する工場が、無秩序に立地しないように現状を維持していく方向性を書かせていただいたもので、市内の工場が市外に出ていきたいと言っているという趣旨ではありません。

3点目の池野地域の人口につきましては、おそらく、池野地域で、十何年ほど前に市街化区域が少し入り込んだ区域がありますが、そこに大きな団地ができた経緯があります。池野地域の人口に対してこの団地の高齢化率が低いことから、地域全体の高齢化率が下がっているのではないかと考えられます。

松浦委員

再質問はしませんが、感想だけ言いたいと思います。未接道地はコーディネート能力を高めていくと受け取りました。時間はかかると思いますが、特に未接道地の場合、周辺の地権者をまとめなければなりませんので、コーディネート力を高めていただきたいと思います。

次に、工場が無秩序に立地しないよう維持していくことは理解しました。工場が市外に流出しないようくい止めるのは、少子化の人口減少とよく似ていると思いますので、この観点は大事であると思います。

池野地域は、もともと人口が少ない所に比較的大きな団地ができて、若い世代が移り住んだという説明でしたが、もっとこの緑豊かな地域に若い世代が魅力を感じて移り住んでくれていたらうれしいことだと思います。

嶋田会長

ありがとうございます。未接道地は、接道義務を満たしていないという所ですよね。城下町あたりでは未接道地が多いのではないのでしょうか。例えば、他人の敷地に入って自分の家まで行くようなパターンです。

事務局

未接道地は城下町を中心に多く存在しています。その未接道地の状況も様々な形があり、一概には言えませんが、全く民地の中にあるパターンもあります。公道と言うか、細い赤道もないようなところですよ。

松浦委員

かつての赤道に沿って建てた借家などがありますが、現在の法では無理ですね。

事務局

はい。そのような所もあります。

嶋田会長

なかなか難しいですが、よろしくお願いします。ほかによろしいですか。長岡委員、お願いします。

長岡委員

資料2の23ページに拠点形成土地利用という分野の中に、犬山版優良田園住宅制度というのが記載されていますが、こういった制度かを説明してほしいです。

犬山は非常にバランスのいいまちであると感じてきました。50年以上たった今でもバランスを守りながら、犬山は発展し続けていると思います。都市計画マスタープランは、犬山市が進みたい方向を指し示した内容のもの

のであると捉えています。これまで述べてきたことは、犬山市が進みたい方向を示した内容が少なく理解しています。

企業であると利潤を追求しなければなりません。私たちは単に犬山市に住んでいるのではなく、よりよい生活をする場所を目指してこのようなプランがつけられるのではないかと思います。そのような考え方でつけられているのであれば、私は非常によい方向に進められるのではないかと解釈しております。

嶋田会長                    それでは、事務局、お願いします。

事務局                      優良田園住宅制度については、実務を担当していないため詳しくないことを前提でお話しさせていただきますが、市街化調整区域の一定規模の田園集落の中で、面積の基準を設けながら調整区域内での住宅の立地を緩和する制度になっています。通常家を建てるよりかなり厳しい条件となっておりますが、家が建てられないわけではありません。ただし、事例としては未だない状態です。

嶋田会長                    県の都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例に定められた地区は犬山にありましたか。

事務局                      都市計画法34条第11号については、昨年度に条例を改正しまして、現在、富岡前駅周辺の地区を指定している状況です。

嶋田会長                    金山委員、お願いします。

金山委員                    本日は愛知県の方もおみえになられておりますので、以前にも質問したことがあるのですが、資料2の37ページを見ますと、新郷瀬川の遊歩道や自然道を整備すると書かれていますが、五条川は、羽黒地区において全く川の形を成していないです。残土が溜まり、草が生い茂っています。大口、岩倉はきれいな水が流れていますが、羽黒地区のあたりは今後整備されないのですか。

嶋田会長                    事務局、お答えできますでしょうか。

諸戸委員                    五条川についてご質問いただきましたが、五条川の改修計画については、(一宮建設)事務所では、新郷瀬川の整備を進めておりまして、五条川の計画について詳しく今お答えすることはできませんが、河川の管理につきましては、維持管理課で担当しており、堤防草刈りや土砂の堆積の浚渫などを行い管理させていただいております。そのようなご要望がございましたら、

建設事務所の維持管理課へ要望を上げていただければ、対応させていただきたいと思っております。

金山委員 以前市にはその要望を言った覚えがあるのですが、市のほうから県へ言ってみえたかどうかわかりませんでした。

事務局 また伝えていきたいと思えます。

金山委員 また来年、桜が咲くと皆さんが歩きます。きれいな桜が咲いても川が全く体をなしていません。県のほうもよろしく願いいたします。

嶋田会長 ほかにいかがでしょうか。荒木委員、お願いします。

荒木委員 2点ございます。1点目は次の立地適正化計画とも関連しますが、立地適正化計画の検討の中で、浸水や土砂災害など、そのリスクのある所を誘導区域に入れるかどうかを判断しなければならないと思えます。浸水想定区域に既に多くの方がお住いになっています。誘導エリアに入れるかどうかの判断は後の議論ですが、入れた場合の対策として防災指針を決めないといけません。この防災指針は、都市計画マスタープランのほうに入るのか、それとも別でつくられるのでしょうか。

2点目に、市民アンケートでは、どの地域も「自然災害への対策は十分されている」という項目が、重要度は高いものの、満足度は低くなっています。これは、ハード的な整備もありますが、やはり地域の住民が自分たちで自ら対策をしていると認識がなければ高くならないと思えます。まちづくり方針に警戒避難態勢の強化と書かれていますが、このように書かれてしまうと行政が出す情報と捉えられ、実際に地域での声かけや避難所の確保などが必要になると思えます。地域の取り組みが充実しないと、単なるハード整備だけではいつまで経っても満足度は上がらないと思えます。もう少し住民の方と一緒に取り組んでいくことを書かれているとよいと思えます。その辺をもう少し検討いただけるとよろしいと思えます。

嶋田会長 2点ほどご指摘いただいたと思えますが、いかがでしょうか。

事務局 防災指針は、災害リスクのある場所での住宅立地などに対して考えていくため、立地適正化計画の中に入れて検討して行きたいと思えます。

2点目につきましては、今回全体構想の修正案では、リスクコミュニケーションという言葉を使いながら、行政、市民、事業者等のより良い対応行動を引き出し、自助、共助、公助の連携による防災意識の向上を図ると書かせていただきました。地域別構想の中でも、ハード整備や行政が主体的に行う

取り組みだけではなく、地域住民が主体的となって取り組んでいくような書き方に変えることを検討させていただきます。

荒木委員            ありがとうございます。立てつけとしては、立地適正化計画のほうで検討して、都市計画マスタープランのほうにフィードバックするという形でしょうか。

事務局              今年度中のものは可能かもしれませんが、今のところ都市計画マスタープランへのフィードバックは考えておりませんので、全体構想を受けて立地適正化計画の防災指針に落とし込むようなイメージになると思います。

荒木委員            ありがとうございます。

嶋田会長            ほかにいかがでしょうか。朝田さん、お願いします。

朝田委員代理      防災指針につきましては、法律上では立地適正化計画の居住誘導区域に係る防災指針という位置づけになっており、まずは都市計画マスタープランの全体構想において犬山市全体の防災に係る方針を記載し、立地適正化計画において居住誘導区域で取り組む防災対策を記載するなど段階的に書くことを基本としています。

今後、居住誘導区域に係る防災指針の検討に進むと思いますが、やはり全体の防災の方針の一部でもありますので、時間的な制限があるというのはわかりますが、フィードバックして全体を見直すことはできるだけ取り組んでいただきたいと思います。

嶋田会長            ありがとうございます。全体構想のところに防災の方針もあったと思いますので、そこはやはり大雑把に書くべきであるし、立地適正化計画をつくった後にフィードバックして見直したほうがよいと思いますので、よろしくお願いします。

嶋田会長            ほかによろしいでしょうか。それでは、次の議題に参りたいと思います。次は、犬山市緑の基本計画について、本日は緑地の保全及び緑化推進の施策等の案でございます。事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局              (資料に沿って説明)

嶋田会長            ありがとうございました。それでは、何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。この審議が終わりましたら一旦休憩を取らせていただきますが、それでよろしかったでしょうか。

事務局 はい。

嶋田会長 いかがでしょうか。今枝委員、お願いします。

今枝委員 資料3の3ページの始めに、東部丘陵地に広がる森林の保全や東部の丘陵地の自然の景観保全とありますが、この東部はどこを指していますか。

事務局 かなり広域になりますが、栗栖から池野のほうにかけて、いわゆる森林が広がっている区域を指しています。

今枝委員 城東地域のまちづくり方針図の中に、「民間活力による今井開拓パイロット地区」とありますが、ここには何かをつくるのでしょうか。

事務局 現状、パイロット地区は森林というよりは、いわゆる農地になっておりますが、市としての課題にもなっています。活用については、ご存じかもしれませんが、太陽光発電の話も確かにあります。

今枝委員 そういうものは景観に配慮されるのでしょうか。

事務局 景観の視点も踏まえながら、精査が進められています。

今枝委員 わかりました。

嶋田会長 よろしかったでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

板津委員 扶桑町の話ですが、今国道41号線沿いの拡幅工事を行っています。東洋水産、はま寿司辺りの交差点に南北に広がる水田がありますが、拡幅工事が終わった段階で開発が始まるような話が出ております。特に、41号線沿いから村田機械の間の水田の開発が結構大きいといった情報がありますが、村田機械の南側は結構浸水するというような話を聞いたことがあります。その開発の規模次第では、よりそのリスクが高まるのではないのでしょうか。結果的には、その隣の犬山市内にも影響が何らかあるのではないと危惧しておりますが、その辺りの把握はされていますか。

嶋田会長 事務局、いかがでしょうか。

事務局 具体的にどの区域で、どういった開発があるという話は把握しておりません。浸水区域につきましても、開発行為になりますとある一定のその規模に応じた雨水対策が必要になってきますので、この場で犬山市への影響と

というのが申し上げられませんが、そのような話が進むのであれば、必要な対策は取られるのではないかと思います。

板津委員

あの辺りの農家さんで農業法人をやられている方の話では、今後10年ぐらいのプランで開発が進むそうです。あのエリアから撤退しなくてはならないというような話まで出ています。おそらく大規模な話になるのではないかと思います。

事務局

当時、高雄の辺りで区画整理が動き出しそうだという話は聞いたことがあります。その後の動きについては把握していません。

嶋田会長

その場所は、41号の扶桑町寄りですか。

事務局

この辺りです。

嶋田会長

そのような農地ではグリーンインフラの視点が重要ですね。水収支なども考えていかなければならないと思います。

事務局

そうなります。

嶋田会長

この上野地区とは土地が連担していますが、この辺結構ハザードマップを見ると、最大浸水が結構高いエリアもあります。

事務局

木曾川沿いになりますので、高いエリアになっています。

嶋田会長

そうであればグリーンインフラとともに対策を考えていったほうがよいと思います。

事務局

そのような農地があれば、浸水対策を取っていく必要があります。

嶋田会長

お願いします。ほかにいかがでしょうか。長岡委員、お願いします。

長岡委員

先ほどお話がありましたメガソーラーについて、民間業者が設置する話であり、ペンディングになっているかもしれませんが、電力が逼迫している状況で北海道でもブラックアウトのような現象が発生してします。

そのような状況で、国や県などでも議論されているメガソーラー、あるいは風力発電は犬山には不向きかもしれませんが、そのような電力問題と緑の維持のバランスを取っていかなければならない状況がいずれ出てくると思いますので、計画の中で捉える必要はないでしょうか。

嶋田会長 事務局、いかがでしょうか。

事務局 東部丘陵地の森林は国定公園であるため、法規制がありますので、その中で手続きが進んでいくと設置される場合もありますが、基本的な方向性としては、直接行政が管理するのは難しいところもありますので、諸制度を使いながら現状の緑を維持保全していくことが前提となります。

嶋田会長 よろしかったでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

高見委員 犬山市へは仕事や観光で訪れますが、やはり緑が多いところが非常によいと思います。交流人口、定住人口を増やす意味でも、都市に近い所に緑が維持され、景観が保護されているのは、このまちの財産であると思います。

例えば、木曾川や入鹿池周辺、東部地区などの見える景観をどう維持していくか。また、犬山城、木曾川周辺をどのように見せていくか、緑の保護とそれをどのように活用するかは重点事業③と④になると思いますが、エリアマネジメントをどのようにやっていくかは、地域の方に加え学識経験者の方だとかどのようなことをやっていくべきか、あと民間の力といっても単に都市の中の公園をどう活用するかを考えるのではなく、犬山市の自然の中にある緑を使いながら民間の力を使って活性化していくようなことをやっていくとよいと思いました。

嶋田会長 何かコメントはありますか。

事務局 貴重なご意見として捉えております。木曾川河畔につきましては、学識経験者のお話もありましたが、まずは地域の方とワークショップなどをして話し合いながら活用を検討していくと聞いています。

公園につきましては、まちなかにある公園、山手にある公園のように、いろいろな公園がありますので、例えば、山手にあるひばりヶ丘公園のように緑豊かな公園もありますので、そのような環境を活かした魅力ある公園になるとよいと考えています。

嶋田会長 都市公園の民間活用というのは、犬山市では既にいろいろな所で動いているみたいですが、どのような状況でしょうか。

事務局 現状は、8月に民間事業者から意見を聞く期間を設けており、その中で再整備や改修など、現実可能性があるようなものであれば、民間事業者の公募に向けた手続きを進めていくと聞いています。

嶋田会長 P a r k - P F I の可能性としてはかなりあるということですね。

事務局 民間活用をする方向で動いている状況です。

嶋田会長 わかりました。そろそろ2時間になりますが、特になければ一旦休憩したいと思います。

事務局 10分ぐらいということで、15時55分から再開したいと思います。

(休憩)

嶋田会長 それでは再開させていただきたいと思います。  
緑の基本計画までお認めいただきましたので、次が最後の議題です。犬山市立地適正化計画のまちづくり方針及び誘導方針等の案についてご審議いただきます。事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料に沿って説明)

嶋田会長 ありがとうございます。  
それでは、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。  
私から確認させていただきたいのですが、資料4の4ページですが、表の上にも「水防法第15条第1項4号に規定する浸水想定区域」とありますが、これは具体的にはどのような基準でしょうか。

事務局 具体的な基準というのが申し訳ありませんがお答えできません。

嶋田会長 浸水想定区域にも今回触れていますが、少しこれが気になりました。

事務局 犬山市で水防法に指定されている河川は木曽川となっています。

嶋田会長 何ページですか。

事務局 9ページですが、この辺りが主に水防法に規定する浸水想定になっております。

嶋田会長 これだけの浸水が発生する可能性があるわけですね。

事務局 そうです。

嶋田会長 防災・減災対策を行うことが前提になるということでしょうか。

事務局 想定最大規模をどう考えるかが一つ判断基準になると思います。想定最大規模では、既存のまちづくりの中では防ぎきれない所があります。まちづくりを考える上では、9ページの右の図にある計画規模で検討していきたいと考えています。

嶋田会長 わかりました。ほかにいかがでしょうか。

鈴木委員 よろしいですか。

嶋田会長 鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 今おっしゃられた想定最大規模と計画規模についてですが、想定最大規模は1000年に一度くらいの大きな災害ですが、これまでは計画規模で想定していたのが、大きな想定で考えておいたほうがよいのではないかとということで、数年前から制度が変わり、想定最大規模で考えるようになりました。ただし、実際には、例えば、東海豪雨の際には、愛知県内の被害状況を見てみると、やはり計画規模に近い浸水であったようですし、想定最大規模であるとかかなり厳しい条件であると思います。

どこまでを想定するかということになりますが、計画規模であれば、例えば、2m、3mの浸水は、災害のハザードがかなり高いエリアであると思います。しかし、想定最大規模での2mであれば、めったに起こらない災害の想定ですので、避難など別の対策が立てられると思います。その意味では、この方針には概ね賛成です。この辺りは荒木委員が詳しいので、ご意見をお伺いしたいと思います。考え方については特に違和感がありません。

1点質問させて頂きたいのですが、13ページの図表「区域別の居住誘導区域（案）の規模」に市街化区域に占める居住誘導区域の人口割合が8割近くありますが、2040年は概ねどれくらいを想定されていますか。現在の居住誘導区域（案）にはかなりの人が集まってくるイメージをされているのか教えていただきたいです。

嶋田会長 ありがとうございます。事務局、お願いします。

事務局 現状、数値的に人口を見ると、2015年時点の市街化区域と居住誘導区域を比べると1万人程度少なくなっていますが、基本的に工業地域などを除いているだけなので、数字がいびつな形となっていることをご理解いただいた上での話となりますが、国勢調査をベースとした人口は、2015年で人口密度が42.4人/haとなり、ここから1万人以上が居住誘導区域から減少するとは想定していません。

資料にデータはありませんが、都市計画基礎調査をベースに見ると、これ

よりもう少し人口密度は高く、それを踏まえると2040年の人口密度も若干高くなるでしょうから、市街化調整区域から居住誘導区域に人が増えるというよりは、現状の既存市街地の都市構造の中で、一定の人口規模は維持されるのであろうと想定しています。

鈴木委員           この数字では逆に居住誘導区域の方が下がっていると感じたため、市全域と比べて居住誘導区域が2040年は若干下がっているのではないかと違和感がありました。

事務局             多少減るのではないかとという想定もしていますが、都市計画基礎調査の数字は区域単位で分かれているため、このデータを活用して2040年の数字が出せるかどうかを検討していく必要があるのではないかと考えています。見かけ上、これでは密度が減少し過ぎているように捉えられるため、今後数字を精査していきたいと思います。

鈴木委員           そうですね。本来の趣旨からすると、今より人口密度が高くなるようなイメージがあると思いますので、数字の精査を含めてご検討いただければと思います。

嶋田会長           ほかいかがでしょうか。朝田さんお願いします。

朝田委員代理       1点目ですが、5ページの左下にいくつかの災害ハザードにおいて、居住誘導区域から除外しますと書かれていますが、その中の下から2つめの土砂災害警戒区域の取り扱いについて、国の法律でレッドゾーンは除外しなさいと決まっていますが、イエローゾーンは判断しながら決めることとされている項目になります。浸水想定区域については、区域から除外するか検討していく方向で決められていますが、イエローゾーンである土砂災害警戒区域においても少なからず人が住んでいる区域ですので、他方は検討して、他方は検討しないで除外というのは少し乱暴に見えることから、国の趣旨に沿って、ぜひ検討していただきたいと思います。

2点目ですが、浸水想定区域等の検討について、現にたくさんの方が住んでいることを踏まえて国は検討しなさいと示していますので、この検討の方向性で間違っていないと思いますが、本日の資料では浸水想定深などの情報が具体的に書かれておらず、浸水深が低いという言葉で評価されていますので、犬山市の市街化区域で想定されているハザードについて詳細に検討していただき、加筆していただきたいと思います。

3点目ですが、鈴木委員からもご質問がありました13ページの居住誘導区域(案)の検証については非常によい試みで、ぜひ内容を深度化していただきたいと思います。先ほどの都市計画マスタープランでは、新しく市街

化調整区域で住居を開発したいゾーンが全体構想の中で示されています。この新しい居住ゾーンは、将来、居住誘導区域として追加することになりますので、可能であれば、このような居住誘導区域の規模の検証は、全体構想で示されている新市街地などもカウントして検証していただきたいと思えます。

おそらく、趨勢的なシナリオによる人口推計では、2040年の居住誘導区域の人口が31,000人や人口密度36.4人/haと示されておりますが、新たな居住開発に合わせた大きなフレームでの確認が必要になると思えますので、もう少し深度化していただきたいと思えます。

嶋田会長 事務局、いかがでしょうか。

事務局 1点目の土砂災害警戒区域につきましては、もう一度データの不足や住宅の位置などを含め、細かく確認したいと思えます。

嶋田会長 除外するかどうか検討するというのでいいと思えます。

事務局 浸水深を何mとするかについて、市町によっては3mまでは除外するといったしきい値を設定して除外するかしないかを決めている事例もあり、そういったデータを今回は示していませんが、次回は防災指針の案を提示したいと考えおりますが、その辺りのデータも示していきたいと考えています。

また、居住誘導区域の将来人口につきましては、どのような形を出すかを含めて現在精査中ですが、新市街地の区域の取り扱いは検討させていただきたいと思えます。

嶋田会長 よろしくお願ひします。ほかにいかがでしょうか。谷委員、お願ひします。

谷委員 先ほどからのお話を聞いていると、居住誘導区域というのは現在区域としている所の人口が減らないように生活の利便性を高めるという回答をされておりますが、そもそも居住誘導区域という名前がいかげなものかと思えてしまいます。

居住誘導区域という名前をつけてしまうと、今井に住んでいる人たちは、その区域に誘導されてしまうのではないかという意識になります。市街化調整区域に住んでいる人たちが、利便性の高い居住誘導区域に移動しなければならないと判断してしまったのですが、市民が勘違いしないようにしっかりと説明する必要があると感じました。

嶋田会長 ありがとうございます。答えは難しいかもしれませんが。

事務局 我々も立地適正化計画の勉強をしています。居住誘導区域という言葉が独り歩きし過ぎていることが非常に課題であると言われていています。制度上の名前ですので変えることは難しいですが、居住誘導区域は必ずしもここに居住しなさいというものではなく、市街化調整区域のコミュニティを活かしながら都市構造を描いていくことを、市民にしっかりと丁寧に説明していく必要があると感じています。今後、計画書を作成する段階になりましたら、それらをしっかりと伝えられるようなものにしていきたいと考えています。

嶋田会長 居住誘導区域以外のことも、報告書には入れていただきたいです。

谷委員 居住誘導区域と言っている割には、人数を削減しないための施策でしかないと感じていますが、新市街地の構想を練りながら、市街化区域にしか居住誘導区域を設定できないという部分は少し違和感があります。

例えば、富岡辺りは田畑が多く、大きな道路もあるため、開発すれば人が集まるのではないのでしょうか。7万人から自然減で10年後には6万人になるということですが、増やしていこうという気が感じられませんでしたので、意見を述べさせていただきました。

嶋田会長 事務局、コメントありますか。

事務局 立地適正化計画は市街化区域の制度ですが、市街化調整区域の中でも住宅立地をしたいという声も聞こえてきますので、駅周辺や都市基盤が整った区域に、新たに人が入ってくるような仕組みは必要であり考えていきたいと思えます。市街化調整区域の拠点でもコミュニティの維持が大事であることを、計画の中で書いていきたいと思っています。

嶋田会長 その辺りは難しいかもしれませんが、誘導することも間違っていないと思えます。一応、居住誘導区域は市街化区域の中で決めることにはなっておりますが、6ページにあるように、市街化調整区域でも住居系の地区計画を行っているような地区は、個人的には入れなければならないと思えます。ただし、制度では市街化区域内で決めるということになっています。市街化区域は都市基盤がしっかり整っているという前提がありますので、できればここに住んでほしいということでしょうが、都市計画運用指針などで地区計画がある地区の取扱いに関して記載はないのでしょうか。

事務局 よく言われているのが、居住誘導区域は法律上基準が決まっていますが、任意で市として区域を設定することはできないと言われておりません。市街化調整区域の拠点でも公共交通との連携などが図られていれば、何か

しら都市基盤が整っている以上は、人が住まないコミュニティが維持できません。その点を踏まえながら考えていく必要があると思っています。

嶋田会長

ありがとうございます。

鈴木委員

今の件でよろしいですか。

嶋田会長

お願いします。

鈴木委員

そもそも立地適正化計画の居住誘導区域というのは、コンパクトシティの政策なんかに出てきた話ですが、これから人口が減少していく中で、今よりも拡大するのではなく、よりコンパクトにしていく方向ですので、少なくとも市街化区域よりも狭い範囲で決めるのが原則になっている制度で、市街化区域を超えることは難しいというのが一つであると思います。

ただし、事務局の方が言われたように、自治体によって様々な事情がありますので、市街化区域に入っていないくとも、居住を勧めるような所の中にはあり、そのような所は居住誘導区域とは異なる名前をつけるなどの工夫をして、任意の地域を指定されている自治体もかなりあります。そのため、検討する余地はあるのではないかと思います。

嶋田会長

ありがとうございます。ご意見として賜りたいと思います。  
ほかにいかがでしょうか。荒木委員、お願いします。

荒木委員

先ほども気になったのですが、2ページに書かれていますリスクコミュニケーションという言葉がわかりづらいのではないかと思います。最初にご説明いただいた意見等への対応の辺りからリスクコミュニケーションという言葉が出てきていますが、リスクがあることをみんな認識した上で、みんなのできることを取り組むということであると思います。市民も、近所の方も、企業の方も、行政もということであると思いますが、リスクコミュニケーションという言葉ではわかりづらいと感じました。

さらにその下の項目にある「より安心・安全な暮らしを誘導できるような制度設計を進めます」ですが、これはどのような制度設計がされるのか非常に期待したいと思っています。楽しみにしております。

想定最大規模は1000年に一度ということですが、1000年に一度程度の雨が降った場合に判断するハザードの範囲ということでしょうか。また、計画規模は何年に一度なのか、ご存知でしたら教えてください。想定最大規模であると、家屋倒壊や氾濫想定区域というのはないのでしょうか。破堤した時に川の水が早い速度でやってくるため、家屋が流れてしまうリスクは高いです。

それから、今回区域に入れるか入れないかの検討の中で、浸水深と併せて、その区域に住んでみえる方がどれくらいいるのかを把握しておく必要があると思います。また、水害により1階で亡くなる方がみえますが、2階建ての家屋でも、自力で2階に上がれない方が多くみえます。浸水想定が3mであると、1階は全て浸かってしまう状況ですので、平屋建てであるのか、高齢者の独り暮らし、あるいは二人暮らしであるのか、避難困難な方がどれくらいいらっしゃるのかを示していただけるとよいと思います。

今回は居住誘導区域内にリスクがある所も含んでいる場合の検討ということですが、居住誘導区域以外も当然被災リスクがありますので、そこも視野に入れて検討していただけると、先ほど述べた都市計画マスタープランへのフィードバックもしやすいのではないかと考えております。

嶋田会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

リスクコミュニケーションは、わかりやすい表現に変えたいと思います。また、誘導できるような制度設計につきましては、今後防災指針や誘導施策を考えていきますが、イメージとしてはその一部という意図であると捉えていただければと思います。

人口密度につきましては、説明はしておりませんが、参考資料の14ページに浸水深と人口密度を重ねた図を作成しております。色が濃い所ほど浸水深が深く、棒が高いほど人口密度が高いことを示しています。かなり広域になっておりますが、浸水深が深い所にスポットを当てて、見える化をして考えていきたいと思っております。また、家屋が倒壊する恐れがある区域などもありますので、そのようなデータもお示ししていきたいと考えております。

居住誘導区域以外の区域についても触れていかなければならないと思っておりますし、先ほどおっしゃられた都市計画マスタープランへのフィードバックについても、タイミングもありますが載せていただきたいと思っております。

荒木委員

計画規模はどのようになっていますか。

事務局

計画規模については200年に一度となっています。

嶋田会長

荒木委員、よろしかったでしょうか。

荒木委員

はい。

嶋田会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

私からも要望ですが、立地適正化計画にはコンパクト・プラス・ネットワークの考え方がありますので、ネットワークの視点も十分に考慮していただきたいと思います。

特に、鉄道駅は、都市計画施設ではないのでなかなか難しいかもしれませんが、コンパクト・プラス・ネットワークの視点で、2ページに鉄道駅を交通結節点の乗り継ぎ利便性を向上しますと書かれている割には、駅前広場も交通広場もないような所があります。都市計画道路の延長で駅前広場を作るようなこともあります。都市計画道路が走っていないようなところは何もありません。交通広場もありません。そのような場所では乗り継ぎがしにくいです。個人的には、飛び地でも交通広場を都市計画決定してつくとよいのではないかと思います。

さらに言いたいことは、居住誘導区域や都市機能誘導区域はこの場でしっかり議論しますが、ネットワークは地域公共交通計画のほうで取り扱うことになってしまっていますので、ある程度こちらでも考えなければならぬと思います。

事務局

ありがとうございます。

嶋田会長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、大変長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございます。これで本日の議事は終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

いかがでしょうか。何かご意見などが出てきた場合には、事務局で受付されますか。

事務局

逐次、ご意見いただければと思います。

嶋田会長

本日の会議で言えなかったことや、後日疑問などが出てきましたら、事務局に言っていただければと思います。

事務局

嶋田会長、議事進行ありがとうございました。最後に事務局から連絡事項です。

次回、第6回策定委員会につきましては、12月13日火曜日、午前10時からこの会議室で開催を予定しております。12月13日火曜日です。

現時点で欠席となることが明らかな場合は、事前にお知らせをいただくと助かります。なお、開催案内と出欠確認などは、これまでどおり開催日の1か月前をめぐりに郵送させていただきます。

本日は長時間にわたりまして誠にありがとうございました。これにて会議を閉会いたします。忘れ物がないよう、気をつけてお帰りください。

また、お車でお越しの方は、駐車券を処理されていない方は、事務局の係員までお申しつけください。ありがとうございました。